


所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等を踏まえ、東京都が非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するほか、所要の改正を行うことから、条例の一部改正を行う。</p> <p>(2) 主な改正内容 ア 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件として、「任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である」とする規定を削除する。 イ 育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、次に掲げる措置を講じることを規定する。 ・妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の個別周知・取得意向確認 ・育児休業に関する相談体制の整備 など</p> <p>(3) 施行日 公布の日</p> <p>(4) 影響及び効果 職員が育児休業等を取得しやすい環境が整備される。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和4年第2回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。